

宝塚市告示第2号

市道路線の区域の決定及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、宝塚市都市安全部建設室道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年（2024年）1月4日

宝塚市長 山崎 晴 恵



供用開始日 令和6年（2024年）1月4日

縦覧期間 令和6年（2024年）1月4日から
令和6年（2024年）1月18日まで

告示文書に係る図面については、市役所休業日を除く、平日の午前9時から午後5時30分まで、道路管理課（市役所3階）で縦覧します。

市道路線の区域の決定及び供用の開始

整理 番号	路線名	認 定 区 間		重要な 経過地	備考	
					路 線 延 長	路 線 幅 員
4576	4576号線	起 点	鹿塩1丁目16番5		m 69.55	m 最大 12.30 最小 5.30
		終 点	鹿塩1丁目8番6			
4577	4577号線	起 点	山本南1丁目53番31		m 38.05	m 最大 12.00 最小 6.00
		終 点	山本南1丁目60番8			
4578	4578号線	起 点	口谷西2丁目53番4		m 43.60	m 最大 4.50 最小 4.00
		終 点	口谷西2丁目53番6			
4579	4579号線	起 点	小林4丁目53番5		m 62.10	m 最大 12.00 最小 6.00
		終 点	小林4丁目53番8			